保護者の皆様へ

下記の感染症は学校保健安全法により、裏面のとおり出席停止の期間が定められています。
主治医の診療を受けて登校（園）が許可されましたら「登校（園）届」をご記入のうえ、
お子さまを登校（園）させてください。なお、休みの期間中は欠席扱いにはなりません。

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、
風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、
溶連菌感染症、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎　など

登　校（園）届

文京区立 明化小 学校（園）長　殿

＿＿＿年＿＿＿組　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の疾患について、＿＿＿月＿＿＿日からの加療の結果、**医師の診察により登校（園）許可がでましたので**
＿＿＿月＿＿＿日より登校（園）させます。

病　名（　　）

受診した医療機関名：

電　話　番　号：

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

（裏面もご覧ください）

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

2015.1.21改訂

分類	病名		出席停止の基準
第１種	(注)		治癒するまで。
第２種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)		発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日(幼児にあっては、３日)を経過するまで。
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)		解熱したあと３日を経過するまで。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか)		発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)		すべての発疹がかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)		症状がなくなったあと２日を経過するまで。
	結核		医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎		症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。
第３種	コレラ		症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	細菌性赤痢		症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症 (Ｏ－１５７など)		有症状者は医師により伝染のおそれがないと認められるまで。 無症状病原体保有者は出席停止不要。手洗い励行。
	腸チフス、パラチフス		症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎		医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎		医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
	その他の感染症	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症など)	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可能。
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態がよくなれば登校可能。
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後２４時間を経て全身状態がよければ登校可能。
		伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態がよければ登校可能。
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止。 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止。 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
		ウイルス性肝炎	Ａ型：肝機能正常化後登校可能　　Ｂ型・Ｃ型：出席停止不要
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール・入浴は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用を避ける)
		アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用を避ける)

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。上表及び第十九条第二号イにおいて同じ。)

※　学校保健安全法施行規則及び文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より参照